

平成 25 年 6 月

給与明細書

【質問】

今年 4 月に入社しました。会社の給与支払いは毎月 25 日です。実は給与支払日に給与明細書を発行してくれないので、給与から何が引かれているのか、また、どんな手当があるのかがわからないので困っています。先輩社員も私と同様に給与明細書をもらっていないと言っています。会社は社員に給与明細書を渡さなくてもよいのでしょうか。

【答え】

労働基準法では働くことによって得る報酬のことを賃金と言います。賃金は給与、ボーナスなど呼び方を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものを言います。

賃金は現金で、全額を、毎月 1 回以上、一定期日を定めて労働者に直接支払わなければなりません。ただし、全額払いの例外として①法律で決まっている税金、社会保険料や②労使協定をしている場合の社宅費などは給与から引いてもよいことになっています。

給与明細書がないと給与の全額が支払われているのか、何が引かれているのかが労働者にはわかりません。

労働基準法では給与明細書の交付を使用者に義務付けていませんが、所得税法に給与を支払う者は給与の支払いを受ける者に支払明細書を交付しなくてはならないことが定められています。(所得税法 231 条)

したがって会社は労働者に給与明細書を交付する義務があります。このことを根拠にして会社に給与明細書を交付してくれるように請求してください。

また、一人で請求するより先輩社員と一緒に請求されたほうがよいでしょう。

【ワンポイントアドバイス】

- ・会社は労働者に給与明細書の交付する義務があります。
- ・給与明細書は給与支払額、税金、社会保険料の控除額など重要な証拠となるので、万一のトラブルに備えて保管しておくことが大事です。